

一般財団法人日本いたみ財団 会員規程

(目的)

第1条 この規程は一般財団法人日本いたみ財団（以下、財団）の目的に賛同し、これを援助する個人又は法人を会員とし、必要な事項を定めるものとする。

(会員の種別)

第2条 この法人の会員は「個人会員」と「法人会員」とする。

(入会手続き)

第3条 会員になろうとするものは書面で入会申し込みをし、いつでも入会することが出来るものとする。

(会費の納入)

第4条 会員は会費（以下「会費」という）毎年4月末までに納入しなければならない。ただし入会年については法人の指定した期日までに納入するものとする。

2 会費は法人が指定した金融機関口座への振込により納入するものとする

(入会金及び会費の額)

第5条 入会金は会員1人につき入会時 10,000円とする。団体会員は1団体 100,000円とする。

2 会費は、会員になった時及び毎年次の額を納入しなければならない。

(1) 個人会員 1口 3,000円

(2) 法人会員 1口 50,000円

(会費の不返還付)

第6条 会員が納付した会費は、いかなる理由があっても還付しない。

(会員資格の喪失)

(1) 退会したとき

(2) 会費が2年以上滞納したとき

(3) 個人会員にあつては死亡したとき

(4) 団体会員にあつては解散したとき

(5) 除名されたとき

(退会手続)

第 8 条 会員は退会届を理事長に提出することにより、任意で退会することができる。

(除名)

第 9 条 会員が財団の名誉を傷つけ損害を与え、または財団の目的に反する行為があったときは、理事長は当該会員を除名することが出来る。

(補則)

第 10 条 この規程に定めるもののほか、会員について必要な事項は理事長が定める。

附則

この規程は令和 2 年 5 月 24 日から施行する。